



平成21年 年頭所感

特許庁長官 鈴木 隆史

平成21年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

我が国は、国際的な金融危機に加え、厳しい資源・環境制約、人口減少、国際競争の激化などの構造的課題に直面しています。こうした中、我が国産業の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現するためには、付加価値の源泉であるイノベーションが不可欠であり、その基盤となる知財システムはますます重要になっています。

また、経済のグローバル化やITの進歩に伴い、イノベーションのオープン化が進展し、知財の流動性は高まっています。特許庁としては、このようなイノベーションをめぐる環境変化に対応した、新たな知財システムの構築に取り組んでまいります。

まず、急増する世界の特許出願への対策として、1つの発明がグローバルに効率的に特許として保護されるよう、特許制度の国際調和や特許審査における国際的なワークシェアリングを推進してまいります。今年から日米欧の三極特許庁での出願様式が共通化されましたが、その共通化を韓国・中国を含めた五大特許庁にも拡大していくなど、各国で異なる実体法等の特許制度及び運用の国際調和に向けて他国と検討を進めてまいります。また、各国特許庁間のワークシェアリングの取り組みとして、特許審査ハイウェイ（PPH）のネットワークを拡大し、効率的かつ迅速な審査を促進してまいります。そのために、カナダ、ロシアとの間でPPHを実現すべく、交渉を進めていくとともに、新たに、多国間PPHの枠組みの導入を検討してまいります。併せて、マルチの取り組みとして、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願がグローバル市場における質の高い特許のための効率的なインフラを提供できるよう、国際段階と国内段階の手続きの重複作業の低減などを盛り込んだPCT改革を各国に提案することで、PCTとPPHを車の両輪としてワークシェアリングを一層進展させてまいります。こうした取り組みによって、持続可能な世界特許システムが実現されるものと期待しています。

次に、特許紛争など増大するビジネスリスクへの対処として、特許の質を向上させる取り組みを進めてまいります。具体的には、審査基準の策定プロセスの透明性を高めるため、産業構造審議会審査基準専門委員会において司法関係者や産業界などの幅広いメンバーにより議論を行うとともに、審査基準改訂の際には、日本語・英語でのパブリックコメントを実施し、透明で予見性の高い審査メカニズムの構築を進めてまいります。また、いわゆるパテント・トロール問題などの特許権等の濫用について、法学者や経済学者などで構成される検討委員会を設置し、問題点の整理・検討を行ってまいります。

加えて、オープン・イノベーションの進展に対応したイノベーション促進のためのインフラ整備も重要です。昨年10月には、出願人の多様なニーズに対応した柔軟な審査体制を築くべく、申請から1ヶ月以内に一次審査を行うスーパー早期審査制度の試行を開始しました。また、研究開発プロジェクトにおける研究開発から事業化までの知財戦略の策定を支援する知財プロデューサー派遣事業や、大学等と協力し、特許情報と学術論文などの技術情報をシームレスに検索できる環境の整備などに取り組んでいるところです。さらに、次期通常国会では、組織等を超えて技術・ノウハウ・人材を組み合わせる事業に対して長期リスクマネーの供給等を行う「イノベーション創造機構（仮称）」の創設を目指してまいります。

また、地域・中小企業における知的財産の創造、保護及び活用に対する支援を強化してまいります。そのために、各地域に設置された地域知財戦略本部において、地方自治体と協力しながら地域の実情や特性を活かした知財戦略を策定するとともに、企業訪問型相談の導入など地域における相談体制の充実化を図ってまいります。さらに、地域団体商標事例集の作成等を通じて、地域団体商標制度のさらなる活用を促し、地域ブランドの適切な保護及びその価値の向上を図るなど、知的財産分野における、農商工連携の取り組みも進めてまいります。

特許庁としては、以上のような取り組みをスピード感を持って推進することにより、イノベーションを加速化し、持続的な経済成長の実現を図ってまいります。

今年は、現在の特許法、意匠法、商標法などの産業財産権法が施行されてちょうど50年目となります。こうした節目を迎えるにあたり、イノベーションを促進する知財制度とはどうあるべきか、原点に立ち返りつつ、世界を牽引する新たな知財システムの構築に一層努めてまいります。

最後に、皆様の御多幸と御健康を心から祈念するとともに、知財政策に対する皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。平成21年の年頭にあたり、特許庁の決意を申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。